及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第七百四号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和三年十月一日から令和九年八月三十一日（軽油を燃料とするものにあっては令和八年八月三十一日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

190　細目告示第四十一条第一項第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号並びに第百十九条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二のⅡの２・１・の規定を適用した後の車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定第十五号第五改訂版（同規則の附則４の規定に限る。）にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第七百四号）による改正前の細目告示別添四十二の規定（同別添のⅡの別紙４の規定に限る。）に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和四年十月一日から令和九年八月三十一日（軽油を燃料とするものにあっては令和八年八月三十一日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

191・192　（略）

193　細目告示第四十一条第一項第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号並びに第百十九条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千八十四号。以下「令和三年改正告示」という。）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和四年十月一日から令和九年八月三十一日（軽油を燃料とするものにあっては令和八年八月三十一日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

194　ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの又は車両総重量三・五トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のものを除く。）並びに軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十八の規定にかかわらず、令和三年改正告示による改正前の細目告示別添四十八の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和四年十月一日から令和九年八月三十一日（軽油を燃料とするものにあっては令和八年八月三十一日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第七百四号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和三年十月一日から令和九年八月三十一日（軽油を燃料とするものにあっては令和八年八月三十一日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

190　細目告示第四十一条第一項第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号並びに第百十九条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二のⅡの２・１・の規定を適用した後の車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定第十五号第五改訂版（同規則の附則４の規定に限る。）にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第七百四号）による改正前の細目告示別添四十二の規定（同別添のⅡの別紙４の規定に限る。）に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和四年十月一日から令和九年八月三十一日（軽油を燃料とするものにあっては令和七年九月三十日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

191・192　（略）

193　細目告示第四十一条第一項第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号並びに第百十九条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千八十四号。以下「令和三年改正告示」という。）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和四年十月一日から令和八年九月三十日（軽油を燃料とするものにあっては令和七年九月三十日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

194　ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの又は車両総重量三・五トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のものを除く。）並びに軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十八の規定にかかわらず、令和三年改正告示による改正前の細目告示別添四十八の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和四年十月一日から令和八年九月三十日（軽油を燃料とするものにあっては令和七年九月三十日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）